

小・中学生の
補充学習
が対象

放課後や休日に小・中学生を対象にした
補充学習活動を行う地域グループに

活動経費を助成します！

地域学び場応援事業

《 令和8年度に活動をする地域グループを募集中 》

募集〆切 令和8年5月11日(月)

例えばこんな活動に助成します！



放課後を利用した補充学習会

夏休みなど長期休暇の集中学習会 など

月に2回以上実施している学習会が対象です

助成グループからはこんな声が届いています！

～保護者の声～

教え合う姿や分からないことを
自分から進んで質問に行く姿が
見られました。

苦手教科でも集中して
学習するようになりました。

グループ内で、高校や大学、
就きたい職業などの相談が
できるようになりました。

～子どもの声～

復習を何度もくり返すことで
理解できるようになりました。
難しい問題にも挑戦したい！

どこでつまづいたのか、
分かるようになりました。

家でも勉強したいと
思えるようになりました。



地域で子どもたちの学びをサポートしてみませんか？ 詳しい内容は裏面へ！

1. 事業内容

(1) 事業目的

福岡市に居住する小・中学生を対象とした放課後等における補充学習に取り組む地域グループを支援することにより、家庭学習の習慣化や学習意欲の向上を図り、子どもの学力向上等につなげることを目的としています。

(2) 対象グループ

募集の対象となるのは、次の①～③のすべてを満たすグループです。

- ① 「(1) 事業目的」に掲げる目的を達成するために活動を行っていること
- ② 原則として福岡市内に居住する小・中学生の保護者を中心とし、地域ボランティアを含めた10人以上の会員で構成されていること
- ③ 地域グループの活動が主として福岡市内で行われていること

(3) 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 対象事業

- ① 小・中学生の放課後等補充学習会で、年間を通して定期的・継続的（月2回以上）に実施されるもの
- ② 福岡市及び福岡市が補助している団体などの補助制度の適用を受けていない事業

2. 助成限度額及び助成対象経費

(1) 助成対象経費

事業実施に必要な経費（講師謝礼金、教材費、会場使用料など）

(2) 助成限度額

助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額

※助成グループが多い場合は、助成額（上限30万円）が減額される場合があります。

3. 助成金交付申請

(1) 申請締切

令和8年5月11日（月）（必着）

(2) 申請方法

申請締切までに下記の必要書類を福岡市地域の教育力育成・支援協議会に提出してください。
くわしくは「地域学び場応援事業のてびき（令和8年度）」をお読みください。

(3) 必要書類

- ① 助成金交付申請書（様式【学】第1号）
- ② 事業計画書（様式【学】第2号 その1～その5）
- ③ 地域グループの会則
- ④ その他、福岡市地域の教育力育成・支援協議会が必要と指定する書類
※てびき及び必要書類の様式などの電子データは市のHPからダウンロードしてください。
（希望される方には紙の様式を送付します。）

○福岡市教育委員会トップページから

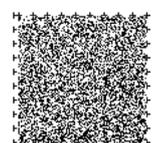
「生涯学習・人権教育」→「人権教育」→「地域学び場応援事業」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/jinkendowa/ed/03.html>

▼ホームページ



▼音声コード
Uni-Voice



福岡市地域の教育力育成・支援協議会

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

（福岡市役所行政棟11階 教育委員会人権・同和教育課内）

☎ 711-4645 📠 733-5538 ✉ jinkendowa.BES@city.fukuoka.lg.jp